

委託料・補助金等の取り扱いについて

我が市は、過去にトップも含め、不適切な契約やリベートの授受によって幾度も事件を引き起こしているにも関わらず、H26年度決算の監査報告書によると、契約に関する不適切な事務処理が行われていることが明らかになりました。

監査意見書では、「地方自治法施行令第167条の2第1項5号の規定で、緊急の必要により競争入札に付することができない時を根拠とした、特命随意契約を行っているが、これはかなり限定的にしか用いられない」とされていますが、建設工事4件・建設コンサル等が6件・50万円以上の施設修繕51件・50万円以上の設計223件の、合計284件の特命随意契約のうち、20件をサンプリング調査の結果、そのうち8件が不適切、3件は複数業者への見積もりが可能であった。うち4件は緊急性は理解するが金額の妥当性を検証すべきであったとされています。

すなわち、20件のうち15件が問題ありと判断されております。

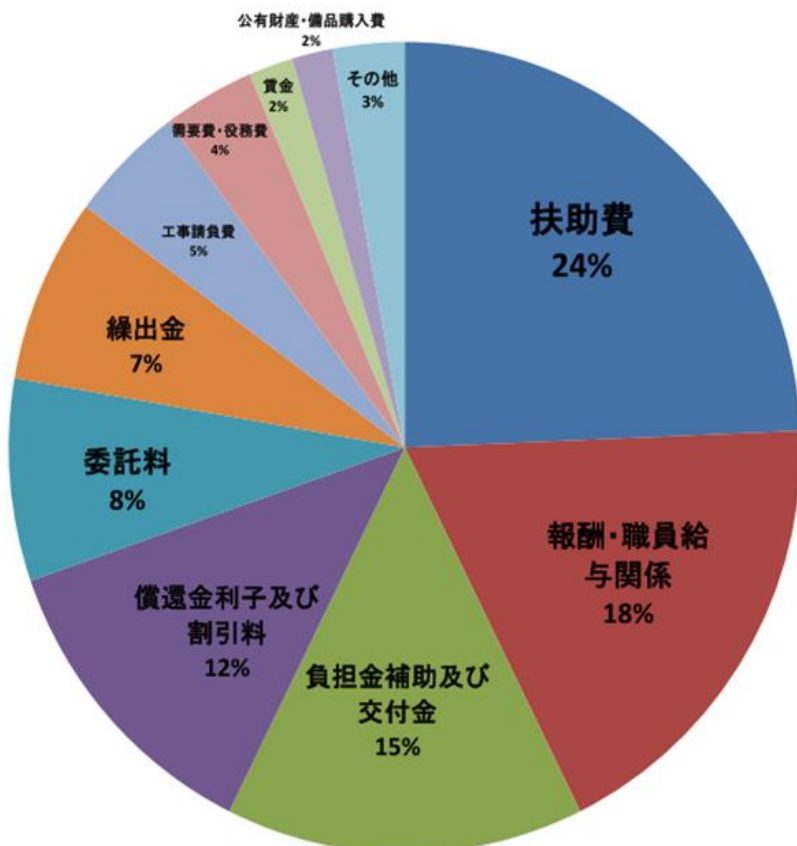
また、設計金額50万円以下の施設修繕の契約事務においては、複数業者から見積もりを取らなければならないが、実際に相見積もりをとっているのが、1927件中、235件とわずか12.2%ということで、見積もりに関するマニュアルを曲解し、契約事務を担当する職員ごとに解釈がかわっている現状が明らかになりました。

この件数を見ると、これは大変大問題であります。相見積もりを取らないことが、当たり前になっていることで、ひょっとすると大きな損失を与えているかもしれないし、業者との癒着を疑われる可能性もあります。

業務委託は、契約行為によって締結されるものであり、会計上は「委託金」と表現され、H26年度の一般会計決算では、総額719億円のうち、58億円（約8%）が委託料として計上されています。

また、委託金は、発注の主体は市役所となりますが、事業主体が市役所外になりますと、補助金として交付されます。会計上では、「負担金補助及び交付金」と表現されます。H26年度の、負担金補助及び交付金は、約105億円（約15%）と非常に莫大な金額となっております。

公民連携・市民協働の構築によって真の新しい公を作るためには、公平性・公正性・透明性を確保し、業務委託や補助金交付のルールがきちりと守られることが最低条件です。



扶助費	175 億円
報酬・職員給与関係	132 億円
負担金補助及び交付金	105 億円
償還金利子及び割引料	89 億円
委託料	58 億円
繰出金	53 億円
工事請負費	34 億円
需要費・役務費	27 億円
賃金	13 億円
公有財産・備品購入費	12 億円
その他	21 億円
H26年度一般会計総額	719 億円